

# 橋りょう工事完成図書等作成保存要綱

平成31年3月

埼玉県県土整備部

## 橋りょう工事完成図書等作成保存要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県管理橋りょう(以下「橋りょう」という。)の適切な維持管理を行うため、工事の施工に際し必要な書類の作成と保存に関する事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 この要綱の対象は埼玉県県土整備部所管の工事のうち、橋りょう(側道橋を含む)の新設工事、補修・補強工事及び耐震補強工事(以下「橋りょう工事」という。)とする。

### (工事完成図書等)

第3条 この要綱において、埼玉県土木工事共通仕様書の規定によらず、橋りょうの維持管理を行う上で特に保存が必要である書類を工事完成図書等とし電子化するものとするが、その作成及び保存方法は別途定める。

### (工事完成図書等の納品)

第4条 発注者は、橋りょう工事の発注に当たり特記仕様書に工事完成図書等の納品を規定し、受注者は、工事完成図書等を作成し電子化後、発注者に工事目的物引渡しと同時に納品する。

### (工事完成図書等の保存)

第5条 発注者は、受注者から電子化した工事完成図書等が納品された時は遅滞なく、「簡易電子納品保管管理システム」に登録するものとする。

### (橋りょう台帳のまとめ)

第6条 発注者は、橋りょう工事が複数工事、複数年にわたる場合、橋りょう完成年度に橋りょう台帳のまとめを行い、完成させるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。